

介護職員資格取得等支援事業費補助金 Q&A

Q1 補助金の対象となる研修や資格取得はどのようなものですか？

A1 補助金の対象となる研修・資格取得は以下のとおりです。

【研修】

- ・介護職員初任者研修
- ・介護福祉士実務者研修
- ・介護支援専門員実務研修
- ・介護支援専門員専門研修Ⅰ、Ⅱ
- ・介護支援専門員更新研修（前期）、（後期）
- ・介護支援専門員更新研修（未経験者向け）
- ・介護支援専門員（再研修）

【資格取得】

- ・介護福祉士
- ・介護支援専門員

Q2 補助金の対象者の要件はありますか？

A2 申請時点において、筑後市内の介護サービス事業所に勤務していることが要件となります。

Q3 住民票は市外にありますが、筑後市内の事業所に勤務しています。補助対象となりますか？

Q3 居住地は補助対象要件にないため、対象となります。

Q4 派遣社員で筑後市内の事業所に勤務することもあります。対象となりますか？

A4 雇用主が派遣会社の場合は対象となりません。

Q5 どのような経費が補助金の対象となりますか？

A5 各種研修では、受講料、教材費が対象になります。

資格取得では、試験を受けるにあたって受講した講座の受講料、模擬試験の費用、受験手数料が対象になります。

Q6 入学金や収入印紙、交通費も補助対象になりますか？

A6 対象になりません。補助対象は研修に直接要した経費になります。

Q7 いつからの分が補助対象になりますか？

A7 令和8年度以降に開始した研修及び資格取得に係る経費が対象です。

Q8 申請の期限はありますか？

A8 交付要件を満たした日から1年以内に申請を行う必要があります。

Q9 交付要件を満たした日とはどの時点ですか？

A9 ・各種研修受講者…研修の修了証明書の終了年月日
・資格取得者…介護福祉士登録証の登録年月日、介護支援専門員証の交付年月日

Q10 国や県などの他制度との併給は可能ですか？

A10 国や都道府県、他市、ハローワークなどから助成を受けている場合は、当該助成金を控除して、さらに本人負担額がある場合は、本人負担額の 1/2 を補助することになります。

※他制度の中には、本市の補助制度と併給できない場合があります。詳しくは至急先にお尋ねください。

Q11 市内の事業所への勤務実績が短い場合も申請できますか？

A11 勤務期間の要件はありません。勤務実績が短くても申請可能です。

Q12 非常勤職員や外国籍の職員も補助対象になりますか？

A12 対象になります。市内の対象事業所に勤務し、対象の研修を修了又は試験に合格している場合は、職種や国籍を問わずに補助対象となります。

Q13 申請は事業所経由と書いていますが、個人での申請は可能ですか？

A13 各事業所で取りまとめた申請を想定していますが、個人での申請も受付可能です。

Q14 試験を受けましたが不合格の場合でも申請できますか？

A14 不合格の場合は対象外となります。当該補助金の申請時に介護福祉士の方は登録証の写しを、介護支援専門員の方は介護支援専門員証の写しを提出していただきます。上記書類がそろわない場合は対象となりません。

Q15 一人で複数の試験や研修を受講した場合、補助対象となりますか？

A15 別種の資格、研修をそれぞれ申請していただくことは可能です。ただし、同研修・同資格につき申請できる回数は一人 1 回までです。

Q16 研修を受けて、その後退職した場合、補助対象になりますか？

A16 筑後市内の事業所に勤務していることが交付要件となりますので、既に退職している方については補助対象となりません。退職後市内の他の事業所に勤めている場合は、新しい勤務先にて申請をしてください。

Q17 資格取得や研修を修了した時点では市内の事業所に勤めていませんでしたが、その後市内の事業所に就職しました。補助対象となりますか？

A17 申請時に市内の事業所に勤務されている場合は対象となります。ただし、申請には期限があります。※交付要件を満たした日から 1 年以内に申請を行う必要があります。

Q18 申請時に市内の事業所に勤めていましたが、その後すぐに退職しました。補助金の取り扱いはどうすればよいですか？

A18 基準日を申請日としていますので、補助対象となります。事業所にて取りまとめて申請された場合、補助金は事業所にまとめて支給されることになるため、事業所から本人に振り込むなどの対応をさせていただきます。

Q19 令和8年度に研修を受講しました。令和9年度になってから申請することは可能でしょうか？

A19 申請は交付要件を満たした日から1年間実施することができるため、申請可能です。ただし、次年度の予算があることは確約できないため、予算がない場合は申請できません。そのため、できる限り年度内での申請をお願いします。

Q20 応募多数などにより、抽選や先着順などによって対象外となることはありますか？

A20 基本的には先着順に順次支給します。予算に限りがあるため、応募多数で予算が不足する場合（補正しても不足する場合）は、当該年度での支給は対象外となりますが、申請は交付要件を満たした日から1年間可能なため、次年度に申請いただくことになります。ただし、次年度の予算があることは確約できないため、予算がない場合は申請できません。そのため、できる限り年度内での申請をお願いします。

Q21 事業所です。とりまとめて申請後、別の職員を追加で申請することは可能ですか？

A21 可能です。ただし、事務手続き上、可能な限り取りまとめた対応をお願いします。

Q22 申請後、対象経費の一部を入れ忘れていたことに気がきました。追加修正可能ですか？

A22 交付決定前であれば修正可能です。取下書提出後、再度申請しなおしてください。交付決定後の追加での修正は不可とします。

Q23 事業所です。研修費用の一部を国から助成を受ける予定であり、残りについては事業所と職員が負担しました。その場合申請手続きやお金の流れはどのようになりますか。

A23 例）介護福祉士実務者研修を受講。一人あたり受講料15万円、教材費2万円、交通費6,000円（合計176,000円の費用）…交通費は対象外のため除外、補助対象は170,000円

・国が受講料の1/2（75,000円）を助成した場合…残額は95,000円

・残額を本人と事業所が半分ずつ負担…事業所47,500円、本人47,500円

（一人あたり補助対象経費）…様式第3号の（A）

受講料と教材費…対象 15万円+2万円= 17万円 ※交通費は対象外

（一人あたり補助額）（（17万円-国補助（75,000円））× 1/2）=47,500円 →47,000円

市は申請後、47,000円を支給。事業所23,500円、本人23,500円を受け取る。

実質負担額 国75,000円、市47,000円、事業所24,000円、本人24,000円 +交通費は別途

※事業所と本人の負担割合によって計算は異なります。片方が全額負担の場合も補助対象です。

Q24 全額を介護職員が負担し、事業所は負担していませんが、事業所がまとめて申請できますか？

A24 可能です。事業所負担がない場合もできる限り事業所でまとめて申請してください。

※様式 1 号の添付書類「4」については、事業所が負担している場合のみ添付してもらうことになっています。

Q25 領収書を紛失してしまいました。その場合対象外となりますか？

A25 受講者や内容、金額等が確認できるものを提出してください。必要な内容が確認できない場合は支給対象となりません。